

## 平成20年度第4回市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

日 時 平成20年9月11日(木) 午後7時～8時30分  
場 所 市長公室

### 出席者

市民懇談会委員

長島委員長 川原副委員長 荒田委員 岩田委員 小淵委員 加光委員 倉原委員  
小寺委員 横田委員

事務局<協働推進課>

浅野課長 山岸副課長 林

傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 内 容 (1) 自治基本条例の見直しについて 見直しに関する提言書(案)について ・事務局で提言書(案)を章ごとに読み上げ、委員に意見等を諮った。その結果 修正する部分は次のとおりとなった。  P 2 1はじめに 上から5行目 <u>平成20年度が見直しの時期にあるため、 見直しの時期にあたるため</u> に修正する P 3 第2条「定義」 上から4行目 <u>逆に含まない組織が 逆に含まれない組織が</u> に修正する P 7 3まとめ 下から6行目 <u>市の最高規範となっているため 市の最高規範ともいうべきものであるため</u> に修正する 修正理由：条例には最高規範という表現はないが、市のいわば憲法ともい うべき条例という意味合いはもたせるため P 7 3まとめ 下から4行目 <u>まだ充分ではないという印象が残っていることは 否めない</u> <u>まだ充分ではないと思われる</u> 修正理由：当初の表現では婉曲すぎるが、まだ充分ではない、と断定した表 現では実務者への配慮が不足するため

他に次の意見があった。

委員：パブリックコメントという文言が条例では市民意見提出手続となっているので、内容が見えてこない。

事務局：提言書（案）P 4 第3章「市民の権利及び責務」 第6条「市民の権利」で市民意見提出手続（パブリックコメント）と記述。今後検討する条例解説書にも盛り込む。

委員：3のまとめで課題として「市民公益活動団体に対する具体的な支援策」を記述した点と「本条例は…総合性はあるが一方で具体性に乏しくなりやすい側面がある」と記述した点は評価できる。

委員：P 5 第6章 第24条「行政評価」で具体的に実施されていないとあるが実際の進捗はどうか。

事務局：担当課は政策財務課。今後は行政経営戦略会議の中で進める予定ときいている。庁内では事業仕分け調査後、ヒアリングが行われ現在まとめ中である。

委員：市民委員が入っている行財政改革市民会議でも協議をしており事業実施の期限、財源を明確にするなど提言をしている。

事務局：提言書を修正し、委員に郵送する。市長への提出は11月予定。正副委員長及び都合のつく委員が出席する。後日日程調整する。

#### 自治基本条例の解説書（案）について

事務局：自治基本条例の解説書、関連規則の解説を含めた冊子を主に市職員向けに作成する。冊子の内容のうち、今日配布の自治基本条例の解説（案）については懇談会委員の皆さんから次回会議において意見等を伺いたい。この解説書（案）は既存の解説書に懇談会意見を加味したもの。一般市民向けには自治基本条例の啓発リーフレットを作成する。リーフレット素案は次回会議に提示する。

委員：解説書（案）P 10 条例の市民定義の捉えかたは広いが、例えば外国人登録していない外国人も市民に含まれるのか。

事務局：条例でいう市民は在住とあるので市民となるが、例えば市民投票条例では外国人登録者となるなど、規定や権利の範囲は法律によって違う。

委員：日本人でも住民登録しない短期滞在者の扱いはどうなるのか。

事務局：在住という意味の具体的範囲については検討する。

#### （2）今後のスケジュールについて

事務局：年度当初のスケジュールは条例改正想定だったため、改定スケジュールを配布した。次回第5回を11月、第6回を来年1月に開催する。

次回会議の日程 11月13日(木)午後7時から 市長公室

4. 閉会 副委員長